

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

2020年度後学期（2021年2月）における授業等の実施方法について

後学期の学部の授業については、感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則としながらも、その後の緊急事態宣言（1月8日）を受け、2021年1月7日付の「2020年度後学期（2021年1月）における授業等の実施方法について」により、1月31日（日）までの間、これまで原則として行ってきた対面授業はできるだけ遠隔授業に切り替えつつ、実験、実習、演習等の遠隔授業への切り替えが困難な科目に限定して対面授業を実施しております。

この授業等の実施方法について、現在の首都圏の感染状況等に鑑み、2月末までさらに延長することとします。定期試験についても、授業同様に感染症対策を講じながら対面での実施を可能としつつ、感染症拡大防止の観点から、可能なものについては、遠隔での定期試験、定期試験に代えてのレポート等の提出や授業ごとのレポート・小テストによる評価に切り替える等の対応を実施してまいります。

卒業論文や修士・博士論文に係る論文指導や研究指導なども同様にどうしても対面での実施が必要なこともあるかと思いますので、その際には、研究室内での感染症拡大防止対策の徹底に努めてください。

また、大学院の授業については、これまでどおり原則として遠隔授業で実施してまいります。

なお、授業形態や定期試験の方法の変更については、当該授業の受講者に各担当教員から連絡がありますので、学務システム（LiveCampus）上で登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

1月初旬に大学から学生の皆さんに連絡させていただいた時点よりも、現在、新型コロナウイルスの感染者は大幅に増加しております。学生の皆さんは、学長メッセージにもある「自分は感染しない。相手にも感染させない。」をモットーに、学内においても学外においても、マスク着用や手指の消毒、3密の回避やソーシャルディスタンスの確保の徹底とともに、大人数での集まりや会食等を避ける等の感染防止対策を講じ、最大限の注意を払いながら生活してください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、全面的に遠隔授業に切り替える可能性もあります。